

市税3税の口座振替を ご利用のみなさんへお知らせ

固定資産税・市県民税・軽自動車税の口座振替登録がある人で、3年連続して各税目について課税が無い人については、その税目に関する市での振替口座登録が廃止されることとなります。

したがって、過去に口座登録があった人でも、3年連続で課税が無い状態が続くと、次回課税があった場合には納付書での支払方法に自動的に切り替わることとなります。口座振替を希望される場合は、再度金融機関窓口での手続きが必要となりますので、ご注意ください。

問合せ＝税務課 納税推進係（内線 273～276）

「大和郡山市パートナーシップ 宣誓制度」を導入します。

大和郡山市では、市民一人ひとりが互いの価値観や個性の違いを認め合い、すべての人の人権が尊重され、多様性が認められる共生社会の実現を目指すことを目的に、令和2（2020）年4月から大和郡山市パートナーシップ宣誓制度を導入します。

この制度は、性的マイノリティであるカップルが、互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済的、物理的、精神的に協力し合うことを約束した関係であることを宣誓した事実に対し、市長が証明する制度です。

詳しい内容・手続き方法については、市のホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

詳細・問合せ＝人権施策推進課（内線 334）

なくそう！望まない受動喫煙 ～マナーからルールへ～

健康増進法の改正により、4月から飲食店を含むほとんどの施設が原則屋内禁煙になります。みんなが快適に過ごすことができるようにご協力をお願いします。

※所定の要件に適合すれば、標識を掲示し、喫煙専門室を設置することができます。詳しくは、厚生労働省「なくそう！望まない受動喫煙」のページをご覧ください。QRコードからもご確認できます。



問合せ＝保健センター「さんて郡山」（☎ 58-3333）

■くらしのインフォメーション■

ひとりで悩まないで

わたしたちにご相談ください！



民法改正で何が
変わるの？～その③

大和郡山市消費者センター
☎ 53-1583（直通）
相談受付 月～金曜
9時～16時

4月1日に民法（債権法）が改正されました。これまで主な改正点についてお話ししてきましたが、今回で最終回となります。

【意思能力に関する規定】

意思能力がない状態で行った契約などの法律行為が無効であることは、これまでの裁判例でも認められてきましたが、民法には定めがありませんでした。高齢化が一段と加速するなか、判断能力が低下した高齢者が法律行為を行い、不利益を被るといったケースが増えていくことも考えられます。そこで改正民法では、「意思能力がないときにした法律行為は無効である」と明記されました。また、意思能力がないために無効になった場合は、現存利益だけ返還すればよいとされています。

【建物の賃貸借における原状回復義務】

これまでの民法では、原状回復義務について明確な定めはありませんでした。過去の裁判例や国土交通省のガイドラインを基に考え方が示されてきました。改正後の民法では「賃借人は賃貸借契約が終了したときには、賃借中の損傷について原状回復義務を負うこと、しかし通常損耗（通常の使用により生じる傷）、経年変化（年数の経過や自然現象による劣化）については原状回復義務を負わないこと」が明記されました。ガイドラインの考え方は一般的な指針に過ぎなかったものが、法律上の基準となりました。

通常損耗・経年変化に当たる例

- ・家具の設置による床やカーペットのへこみ
- ・テレビ、冷蔵庫などの後部壁面の黒ずみ（いわゆる電気ヤケ）
- ・地震で破損したガラス

通常損耗・経年変化に当たらない例

- ・タバコのヤニ、におい
- ・飼育ペットによる柱などのキズ、におい
- ・引っ越し作業で生じた引っかきキズ